

福岡市保健福祉審議会合同分科会委員名簿
(地域保健福祉専門分科会及び高齢者保健福祉専門分科会)

H27.7.27	資料1
委員名簿および福岡市保健福祉審議会について	

氏名		役職・専門分野等	地 域 保健福祉	高 齢 者 保健福祉
1	阿部 正剛	福岡市議会第2委員会委員		○
2	池田 良子	福岡市議会第2委員会委員		○
3	井崎 進	福岡市介護保険事業者協議会会長		○
4	石田 重森	福岡大学名誉学長	○	○
5	泉 賢祐	公益社団法人福岡県社会福祉士会相談役		○
6	伊藤 豪	福岡大学商学部准教授		○
7	岩城 和代	福岡市地域包括支援センター運営協議会会長，弁護士	○	○
8	内田 秀俊	公益社団法人認知症のひと家族の会福岡県支部代表		○
9	岡田 光生	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会会長		○
10	岡田 靖	独立行政法人国立病院機構九州医療センター臨床研究センター長		○
11	小川 全夫	九州大学名誉教授	○	
12	尾籠 晃司	福岡大学医学部精神医学教室准教授		○
13	小田原 睦子	福岡市民生委員児童委員協議会常任理事		○
14	加藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会代表		○
15	樺嶋 尚子	第2号被保険者		○
16	鬼崎 信好	久留米大学文学部社会福祉学科教授		○
17	楠 正信	福岡市議会第2委員会委員	○	
18	熊谷 秋三	九州大学基幹教育院教授		○
19	倉元 達朗	福岡市議会第2委員会委員	○	
20	黒岩 悦子	公益社団法人福岡県看護協会常任理事		○
21	櫻井 千恵美	福岡市七区男女共同参画協議会代表	○	
22	佐々木 喜美代	NPOアジアン・エイジング・ビジネスセンター 上席研究員	○	
23	棧原 弘司	NPO法人イーネームプラットフォーム 理事長	○	
24	柴口 里則	公益社団法人福岡県介護支援専門員協会会長		○
25	瀬尾 隆	一般社団法人福岡市薬剤師会会長		○
26	宗 寿彦	株式会社 ふくや 網の目コミュニケーション室 室長	○	
27	高田 仁	九州大学大学院経済学研究院教授		○
28	田中 喜美子	公益社団法人福岡県介護福祉士会副会長		○
29	谷口 芳満	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事	○	○
30	樗木 晶子	九州大学大学院医学研究院保健学部門教授（循環器内科学，生理学，臨床看護学）	○	
31	十時 裕	有限会社 ブランドゥ 代表	○	
32	中原 義隆	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会会長	○	
33	長柄 均	一般社団法人福岡市医師会副会長	○	○
34	西頭 敬一郎	福岡市公民館館長会会長	○	
35	野田 ルリ子	福岡市民生委員児童委員協議会常任理事	○	
36	野々上 幸治	福岡地区中小企業団体連合会代表 福岡県中小企業団体中央会事務局次長		○
37	橋爪 誠	九州大学大学院医学研究院 先端医療医学講座災害救急医学分野主幹教授		○
38	鳩野 洋子	九州大学大学院医学研究院保健学部門教授（公衆衛生看護学）	○	
39	馬場 英司	九州大学大学院医学研究院 九州連携臨床腫瘍学講座 教授		○
40	浜崎 太郎	福岡市議会第2委員会委員		○
41	濱崎 裕子	久留米大学文学部社会福祉学科教授	○	○
42	堀田 謙一郎	一般社団法人福岡市歯科医師会常務理事		○
43	村上 幸子	第1号被保険者		○
44	守山 正樹	福岡大学医学部教授		○
45	山内 泰	NPO法人ドネルモ代表理事	○	
46	山口 繁実	福岡市自治協議会等7区会長会代表	○	

福岡市保健福祉審議会 地域保健福祉専門分科会 委員名簿

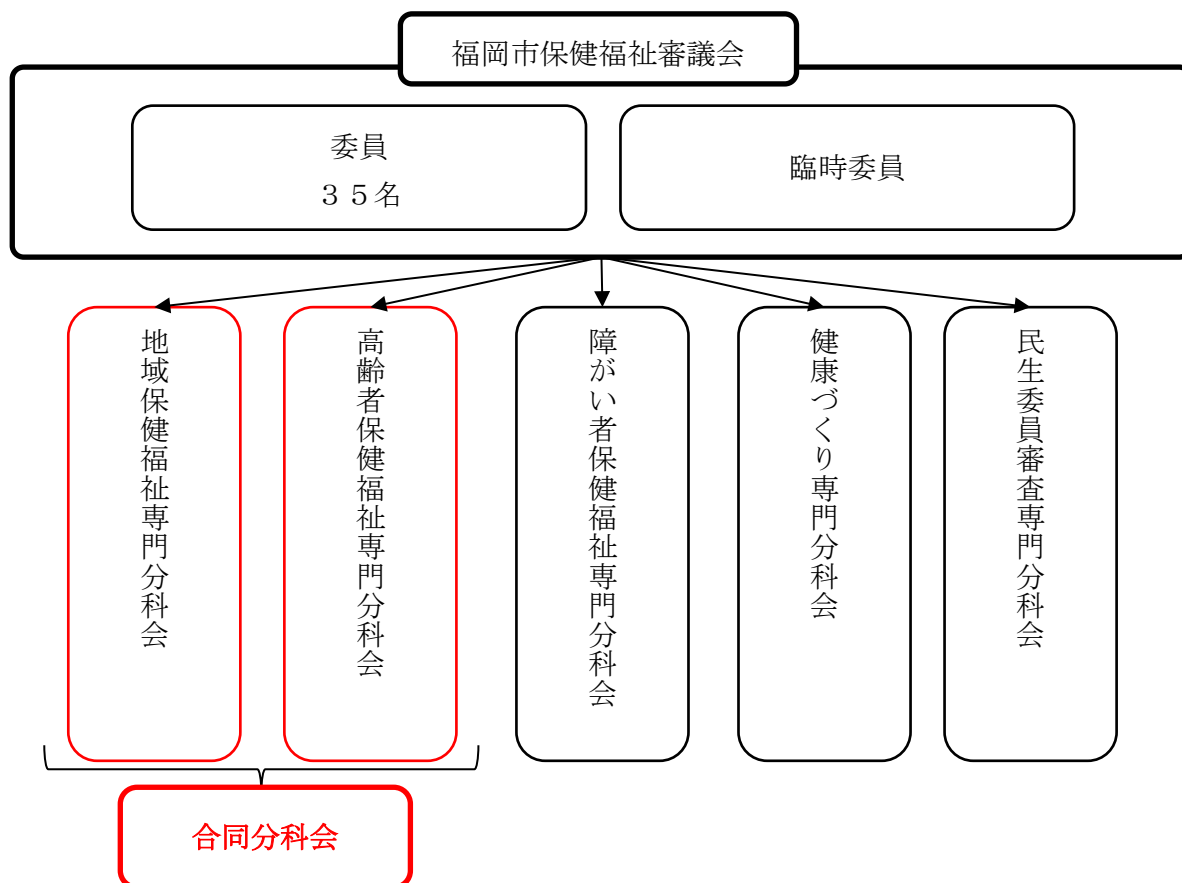
氏名		役職・専門分野等	保健福祉 審議会 委員	保健福祉 審議会 臨時委員
1	石田 重森	福岡大学名誉学長	○	
2	岩城 和代	福岡市地域包括支援センター運営協議会会長，弁護士	○	
3	小川 全夫	九州大学名誉教授	○	
4	楠 正信	福岡市議会第2委員会委員	○	
5	倉元 達朗	福岡市議会第2委員会委員	○	
6	櫻井 千恵美	福岡市七区男女共同参画協議会代表	○	
7	谷口 芳満	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事	○	
8	樗木 晶子	九州大学大学院医学研究院保健学部門教授（循環器内科学，生理学，臨床看護学）	○	
9	中原 義隆	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会会長	○	
10	長柄 均	一般社団法人福岡市医師会副会長	○	
11	西頭 敬一郎	福岡市公民館館長会会長	○	
12	野田 ルリ子	福岡市民生委員児童委員協議会常任理事	○	
13	鳩野 洋子	九州大学大学院医学研究院保健学部門教授（公衆衛生看護学）	○	
14	濱崎 裕子	久留米大学文学部社会福祉学科教授	○	
15	山口 繁実	福岡市自治協議会等7区会長会代表	○	
1	佐々木 喜美代	NPOアジア・エイジング・ビジネスセンター 上席研究員		○
2	棧原 弘司	NPO法人イーネームプラットフォーム 理事長		○
3	宗 寿彦	株式会社 ふくや 網の目コミュニケーション室 室長		○
4	十時 裕	有限会社 ブランドゥ 代表		○
5	山内 泰	NPO法人ドネルモ代表理事		○

福岡市保健福祉審議会 高齢者保健福祉専門分科会 委員名簿

氏名		役職・専門分野等	保健福祉 審議会 委員	保健福祉 審議会 臨時委員
1	阿部 正剛	福岡市議会第2委員会委員	○	
2	池田 良子	福岡市議会第2委員会委員	○	
3	井崎 進	福岡市介護保険事業者協議会会長	○	
4	石田 重森	福岡大学名誉学長	○	
5	伊藤 豪	福岡大学商学部准教授	○	
6	岩城 和代	福岡市地域包括支援センター運営協議会会長，弁護士	○	
7	岡田 光生	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会会長	○	
8	岡田 靖	独立行政法人国立病院機構九州医療センター臨床研究センター長	○	
9	加藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会代表	○	
10	鬼崎 信好	久留米大学文学部社会福祉学科教授	○	
11	谷口 芳満	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事	○	
12	長柄 均	一般社団法人福岡市医師会副会長	○	
13	野々上 幸治	福岡地区中小企業団体連合会代表 福岡県中小企業団体中央会事務局次長	○	
14	橋爪 誠	九州大学大学院医学研究院 先端医療医学講座災害救急医学分野主幹教授	○	
15	浜崎 太郎	福岡市議会第2委員会委員	○	
16	濱崎 裕子	久留米大学文学部社会福祉学科教授	○	
1	泉 賢祐	公益社団法人福岡県社会福祉士会相談役		○
2	内田 秀俊	公益社団法人認知症の人と家族の会福岡県支部代表		○
3	尾籠 晃司	福岡大学医学部精神医学教室准教授		○
4	小田原 睦子	福岡市民生委員児童委員協議会常任理事		○
5	樺嶋 尚子	第2号被保険者		○
6	熊谷 秋三	九州大学基幹教育院教授		○
7	黒岩 悦子	公益社団法人福岡県看護協会常任理事		○
8	柴口 里則	公益社団法人福岡県介護支援専門員協会会長		○
9	瀬尾 隆	一般社団法人福岡市薬剤師会会長		○
10	高田 仁	九州大学大学院経済学研究院教授		○
11	田中 喜美子	公益社団法人福岡県介護福祉士会副会長		○
12	馬場 英司	九州大学大学院医学研究院 九州連携臨床腫瘍学講座 教授		○
13	堀田 謙一郎	一般社団法人福岡市歯科医師会常務理事		○
14	村上 幸子	第1号被保険者		○
15	守山 正樹	福岡大学医学部教授		○

福岡市保健福祉審議会について

1 福岡市保健福祉審議会の組織について



2 福岡市保健福祉審議会の設置等について（同審議会条例より抜粋）

（設置）

第1条 社会福祉をはじめとした保健福祉施策を総合的に推進するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「社福法」という。）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「障基法」という。）第36条第1項に規定する合議制の機関及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第9条第1項に規定する地方精神保健福祉審議会として、福岡市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長の諮問に答え、意見を述べるほか必要な事務を処理するものとする。

- （1） 社福法第7条に規定する社会福祉に関すること。
- （2） 障基法第36条第1項に規定する障がい者施策に関すること。

- (3) 精神保健福祉法第9条に規定する精神保健及び精神障がい者福祉に関すること。
- (4) その他市長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、社福法第8条及び第9条第2項に規定する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員及び臨時委員の任命に当たっては、審議会が様々な障がい者の意見を聴き障がい者の実情を踏まえた調査審議を行うことができるよう、配慮するものとする。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員及び臨時委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長及び副委員長)：省略

(会議)：省略

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議するため、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

(1) 地域保健福祉専門分科会 地域保健福祉に関する事項

(2) 高齢者保健福祉専門分科会 高齢者の保健福祉に関する事項

(3) 障がい者保健福祉専門分科会 社福法第11条第1項に規定する身体障がい者の福祉に関する事項その他障がい者の保健福祉に関する事項

(4) 健康づくり専門分科会 健康づくりに関する事項

(5) 民生委員審査専門分科会 社福法第11条第1項に規定する民生委員の適否の審査に関する事項

- 2 審議会は、前項各号に定める事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じその他の専門分科会を置くことができる。
- 3 専門分科会の委員は、審議会の委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。
- 4 専門分科会に専門分科会長（以下この条において「分科会長」という。）及び副専門分科会長（以下この条において「副分科会長」という。）を置き、委員の互選によってこれを定める。

以下、省略